

給与所得者の個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月、住民税の納税義務者である従業員（パート・アルバイトを含む給与所得者）に支払う給与から個人住民税（町民税+県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

※地方税法および日野町税条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

※公的年金等の所得に係る個人住民税は、別に徴収されます。

特別徴収について

◆従業員の方

- 毎月、給与から徴収（引き去り）されるため、納め忘れがありません。
- 納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
- 納期が、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なく済みます。

◆事業者（給与支払者）

- 所得税のように税額計算や年末調整の必要はありません（特別徴収税額を毎月の給与から徴収して納めていただくだけで、所得税の源泉徴収と比べると負担は少なくなります。なお、従業員が常時10人未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます）。

特別徴収の開始方法

◆従業員の方

給与から所得税の源泉徴収されている方で、自分で個人住民税を納付している方は、勤務先の給与事務担当の方に特別徴収できないか相談してください。

◆事業者（給与支払者）

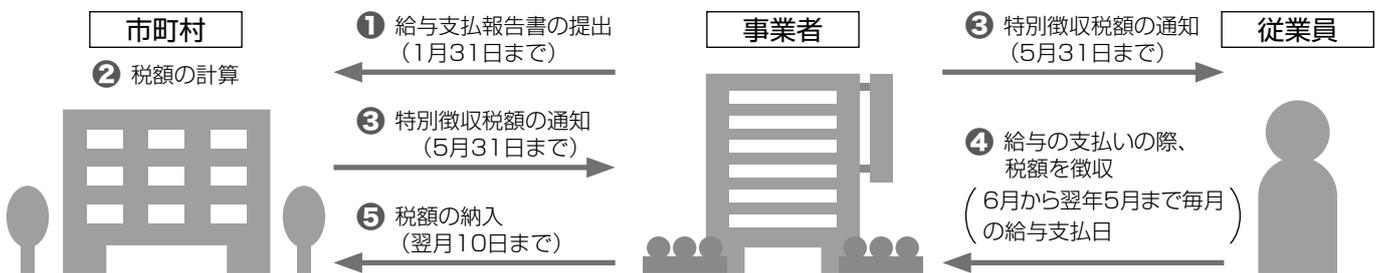
○新年度（6月）から開始する場合

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収希望」と記載して提出してください。

○年度途中から開始する場合

特別徴収への切替依頼書（日野町ホームページに掲載）に必要な事項を記載して、税務課住民税担当まで提出してください。

●特別徴収の流れ



◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎②6570 有線⑤5093 ホームページ<http://www.town.shiga-hino.lg.jp/>

湖東信用金庫さんから トイレットペーパーを いただきました



このたび、湖東信用金庫さん（大西和彦理事長）から、トイレットペーパー400ロールを寄贈していただきました。このトイレットペーパーは、環境問題を考慮して、庫内の廃棄文書類をリサイクルされて出来たものです。町内の教育施設で使用させていただきます。ありがとうございます。



災害への備え 忘れないで！

平成22年度
日野町総合防災訓練

◀町と災害時の応援協定を結んでいる日野町建設工業会、滋賀県電気工事工業組合、滋賀県エルピーガス協会八日市支部の皆さんによる救出訓練

9月5日（日）、東桜谷公民館前グラウンド一帯で、日野町総合防災訓練が行われました。午前7時に東近江一帯でマグニチュード7.6の地震が発生したとの想定で、総勢250人が参加されました。消防団と地元自警団合同による火災防衛訓練などが行われ、日野町赤十字奉仕団による250人分の炊き出し訓練も行われました。訓練見学後は、東桜谷地区住民の皆さんが、日野消防署指導のもと応急手当講習等を公民館内で体験されました。いざという時に備え、日頃からの防災意識を高めましょう。